

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について

林野庁林政部木材利用課

1 はじめに

平成22年10月1日に林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」が施行されました。

本稿では、本法律制定の背景、ねらい等についてご紹介します。

2 本法制定の背景

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、林業の持続的かつ健全な発展を通じて森林の適正な整備を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要です。

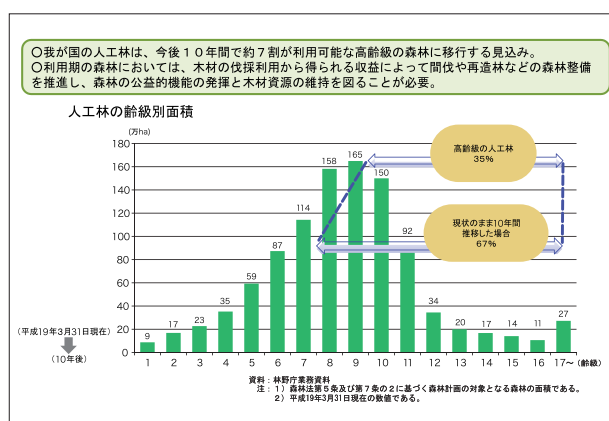
しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方で〔図表1〕これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること〔図表2〕等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっています。このため、国内で生産された木材(以下「国産材」という。)の需要を拡大することにより林業の再生を図り、適正な森林整備の確保につなげていくことが急務

となっています。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質のほかに、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるとともに、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材であり、その利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待されています。

このような中、これまでも、木材の利用の推進を通じて、我が国における森林の多面的機能の発揮を図っていく観点から、住宅をはじめとする国産材の利用拡大を図るため様々な施策を実施してきました。しかしながら、公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が

図表1 我が国の森林資源の状況



抑制された時期があり、現在に至っても、木材利用の可能性が十分検討されることなく鉄筋コンクリート造等が選択される傾向があることなどから、木材の利用は低位にとどまっている状況にあります【図表3】。

また、公共建築物そのものの木造化以外にも、主要構造部以外の内装材や外装材、家具調度品や文具類等の各種製品、暖房器具やボイラーの燃料等のエネルギー源としての木材の利用が可能であるにもかかわらず、十分に利用が進んでいるとは言い難い状況にあります。

本法律は、このような状況を踏まえ、現在のところ木造率が低く、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材の利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促すことにより、住宅など

一般建築物への波及効果、木質バイオマスとしての利用促進を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいとして制定されました。

3 法律の概要

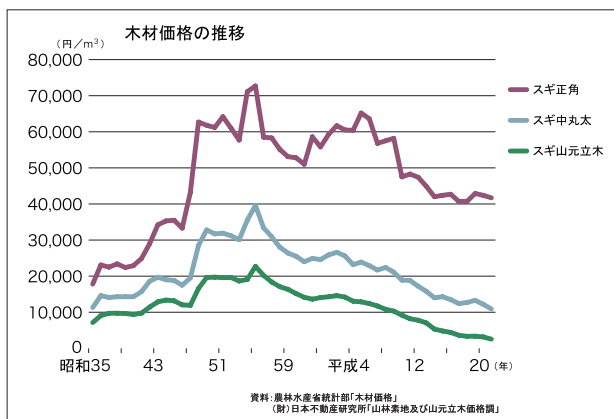
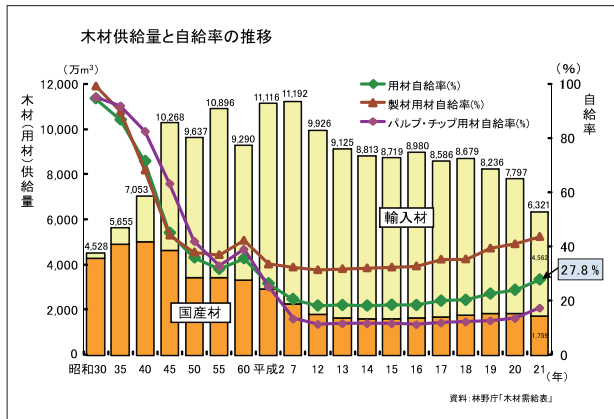
1 国や地方公共団体の責務等

まず、本法律では、国の責務として、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないこと、また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずることなど、広範にわたる責務が規定されています。(3条)

また、地方公共団体も、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないこととされています。(4条)

さらに、事業者及び国民についても、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとされています。(5条及び6条)

図表2 木材需要・木材価格の状況



図表3 公共建築物の木造化の現状

	新築・増築・改築に係る床面積の合計 (万㎡)	うち、木造のもの床面積の合計 (万㎡)	木造率 (%)
建築物全体※	15,139	5,467	36.1
公共建築物 (国、地方公共団体、民間事業者が整備する学校、老人ホーム、病院等の建築物)	1,479	111	7.5

※住宅を含む。
 (注1)床面積の合計は、農林水産省において試算したものである。
 (注2)木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)が木造のものである。

資料: 建築着工統計(平成20年度)

なお、本法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物をいうことと定義されています。(2条1項)

① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

② 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他①に掲げる建築物に準ずる建築物で政令で定めるもの

②については、施行令で、国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物として、以下のものを規定しています。(2条1項2号関係)

① 学校

② 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設

③ 病院又は診療所

④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設

⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設

⑥ 公共交通機関の旅客施設

⑦ 高速道路の休憩所

2 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針、都道府県方針及び市町村方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定し、公表するとともに、毎年一回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表することとされています。

また、都道府県知事及び市町村は、国の基本方針（市町村にあっては、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県が定める方針）に即して、それぞれの区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する独自の方針を定めることができることとされています。(8条及び9条)

なお、基本方針においては「基本方針に基づき各省

各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項」が規定（7条）されており、各省各庁の長は、基本方針に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に係る計画を作成することとしています。

3 木材製造高度化計画の認定

公共建築物の整備においては、長くて太い木材や乾燥材などの品質・性能の確かな木材が必要であり、その製造のための専用の加工施設や乾燥設備等の設備が必要となります。

こうした公共建築物に適した木材を円滑に供給していくためには、木材製造業者がこのような設備を導入し、供給能力の向上を図っていく必要があります。

このため、木材製造業者が木材製造高度化計画を策定し、農林水産大臣の認定を受けた場合には、計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の償還期間を10年から12年に延長するなど事業者負担の軽減を図ることとされています。(10条～13条、施行令2条)

4 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策として、国及び地方公共団体に対して、①住宅における木材の利用、②ガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物の資材としての木材の利用、③パルプ・紙やバイオプラスチック等の製品の原材料としての木質バイオマスの利用、④エネルギー源としての木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努力義務を規定しています。(17条～20条)

5 その他

政府は、本法の施行後5年を経過した場合において、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。(法附

則2条)

4 基本方針の概要

基本方針（平成22年10月4日公表）においては、以下の内容を定めています。

(1) 公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

●公共建築物における木材の利用の促進が、林業の再生や森林の適正な整備、地球温暖化の防止等に貢献すること

●過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、木質化を図るとの考え方に転換すること

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

●建築基準法等の法令で耐火建築物とすること等が求められる低層の公共建築物について、積極的に木造化を推進すること

●木造化が困難な公共建築物の例示（大規模災害時拠点施設等）

●木造化が困難な場合でも内装等の木質化、原材料に木材を使用した備品や消耗品の利用、木質バイオマスの利用を推進すること

(3) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

●国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を推進する公共建築物に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図ること

●低層・高層に関わらず内装等の木質化、原材料に木材を使用した備品や消耗品の利用、木質バイオマスの利用を推進すること

●利用する木材のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、

すべてのものを、その判断の基準を満たすもの（すなわち、合法性等が証明された木材や間伐材等）とすること

(4) 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

●各省各庁の木材利用の方針及び目標を定めるべきこと、推進体制について記載すべきこと等

(5) 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

●公共建築物の整備に適した木材の円滑な供給の確保に取り組むべきこと

●合法性等が証明された木材の供給・利用を推進すること

(6) その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

●都道府県方針又は市町村方針を作成する場合の留意事項

●維持管理を含むコスト縮減対策

●関係省庁等連絡会議を設置すること

5 おわりに

本法律は、衆参両議院において、全会一致で可決・成立したこと、また、全国知事会、全国市長会、全国町村長会をはじめ数多くの地方自治体等から要請があったことなどから分かるように、木材業界を含め、関係者にとって正に念願の法律でした。本法律は国自らが率先垂範を規定した法律であり、今後、国は基本方針に従い率先して木材利用に取り組んでいきますが、国の方針に即して各地方公共団体等に対しても、さらなる木材利用の取組を進めていただくよう期待するものです。